

会 見 年 月 日	令和3年5月19日（水曜日）
担 当 課	総務部税務課
問い合わせ先	電話：0791-43-6803 （内線：2110） FAX：0791-43-6892 （担当者名：前 田 ）

市町税務職員の併任人事に関する協定書調印式 及び辞令交付式について

1. 趣 旨

市税収入未済額縮減と新規滞納税の発生抑制のため、赤穂市、相生市及び上郡町の徴収担当職員が相互に身分を併任し、各市町での財産差押え及び搜索などの滞納処分業務に従事します。

これに伴い、各市町間で協定を締結し、従事職員へ他市町の辞令書を交付します。
なお、市町間の税務職員の身分併任協定の締結としては県下2例目となります。

2. 内 容

(1) 協定書調印式及び辞令交付式

日 時：令和3年5月21日（金）午後3時から

場 所：兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室

※新型コロナウイルス感染防止対策を講じます。

※当日の取材をご希望の際は、事前にご連絡をお願いします。（税務課 前田まで）

(2) 事業概要

事前に市町間双方の徴収担当職員を相互に併任することにより、必要が生じた時に、派遣先市町の職員として搜索等の徴収事務に参加します。

(3) 併任職員

各市町の徴収担当職員

・赤穂市 5名 ・相生市 5名 ・上郡町 5名

(4) 併任期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

(5) 併任による効果

- ①財産差押えや搜索時の人員確保
- ②処理困難事案の多人数での検討による解決力向上
- ③ベテラン職員の人事異動等があってもノウハウの伝承が可能